

令和2年度 千葉地方最低賃金審議会

第4回千葉県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年8月5日(水) 14:55~16:40		
場 所	千葉労働局1階会議室		
出席状況	公益委員3名	労働者側委員3名	使用者側委員3名
議 題	1. 千葉県最低賃金の金額について 2. その他		
【議事要旨】 1. 公益委員が個別折衝し、双方の意見を取りまとめ 労働者側意見 コロナ禍で、エッセンシャルワーカーは苦勞している。賃上げをして報いるべき。Aランクの埼玉の県最賃との3円差を、少しでも詰めたい。27円を目指したいが、現実的ではないので10円を提示。そこから、5円、3円、最終的には2円を提示。 使用者側意見 厳しい経済状況の中、本来であれば賃上げする状況ではないものの、中央審議会の答申にあるように、格差の是正、エッセンシャルワーカーに報いることも必要ではないか。0円というわけにはいかない。引上げ額2円を提示。 公益委員が調整を行い、全会一致で結審。 時間給925円、プラス2円、参入しない賃金は現行どおり。 発効日は令和2年10月1日とする。 以上の内容で審議会に報告することを決定			